

一般社団法人日本老年歯科医学会 研修機関制度規則施行細則

(令和元年6月5日改正)

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会研修機関制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。
- 2 本細則に定めるものの他、研修機関認定に関し必要な事項は別に定める。

第2章 研修機関の要件

- 第2条 研修機関の認定を申請する施設の資格については、規則第4条に定めるものの他、次の各項について審査する。
- 2 研修の実施に必要な設備を有していなければならない。
- 3 セミナーや症例検討会など教育行事が定期的に開催されていなければならない。
- 4 研修カリキュラムに従い、次の項目のすべての研修を実施する。
- 1) 高齢化と社会
 - 2) 老化と身体
 - 3) 歯科訪問診療
 - 4) 摂食嚥下リハビリテーション
- 5 前項において、やむを得ず、研修機関での研修が困難な項目については、委員会が指定する「専門医申請者研修」に代替することが出来る。
- 6 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する症例は年間60例以上であること
- 7 代表指導医1名を登録しなければならない。
- 1) 代表指導医は、1名につき3施設まで本会研修機関での兼務を認める。常勤または非常勤は問わないが指導医は職歴として明記しなければならない。

第3章 新規認定

(申請書類)

- 第4条 規則第4条を満たし研修機関の資格の申請をする施設は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。
- 1) 研修機関認定申請書（様式1）
 - 2) 研修機関内容証明書（機関の設備・所蔵図書記載用紙）（様式2）
 - 3) 指導医在籍（職）証明書（様式3）及び本会指導医認定証（写）
 - 4) 在職指導医の履歴書（様式4）
 - 5) 直近2年間の教育・研修指導実績報告書（様式5）
 - 6) 直近1年間の診療実績報告書（様式6）
- 2 委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

第4章 更新認定

(更新申請書類)

第6条 研修機関の資格を更新する施設は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 研修機関資格更新申請書 (様式 8)
- 2) 指導医在籍 (職) 証明書 (様式 9)
- 3) 研修機関施設内容説明書 (機関の設備・所蔵図書記載用紙) (様式 10)
- 4) 教育・研修指導実績報告書 (様式 11)
- 5) 診療実績報告書 (様式 12)
- 6) 認定証 (本書) (更新認定後、新たな認定証を発行します)

2 委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

第4章 申請料

第7条 審査料は次の通りとする。

- 1) 申請審査料 10,000 円
- 2) 更新審査料 10,000 円

第5章 補則

第8条 この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則

1 この規則は、令和元年6月5日から施行する。